

## 6. その他の制度など

### (1) 住宅改造費の助成

身体障害者が居住する住宅を安全かつ利便性に優れたものに改造することにより、住宅の改善を推進するために助成します。

対象者	身体障害者手帳 1級又は2級（下肢又は体幹機能障害は3級を含む。）の交付を受けている人
内容	便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所又は居室等を身体の状態に応じて、安全かつ利便性に優れたものにするための改造工事（上限：200,000円）
手続	工事概要調書、見積書、工事箇所の図面・写真、住民票の写し、世帯の課税状況を証する書類

※ 必ず、改造工事をする前にご相談ください。

### (2) 自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が運転免許を取得することにより、社会参加等を促進するために助成します。

※免許取得に要した費用の一部を助成。（上限：100,000円）

### (3) 自動車改造費の助成

身体障害者が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加等を促進するために助成します。

対象者	身体障害者手帳 上、下肢又は体幹の1級又は2級の交付を受けている人
内容	ハンドル・アクセル・ブレーキなどの改造（上限：100,000円）
手続	身体障害者手帳、運転免許証・車検証の写し、見積書、世帯の課税状況を証する書類

※ 必ず、改造する前にご相談ください。

### (4) 駐車禁止除外車の指定

身体障害者等が自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき、公安委員会発行の許可証（駐車禁止除外指定車標章）を掲示することにより、駐車禁止区域でも、やむを得ない場合、他の交通の妨げにならないなどの要件に該当する場合に限り、駐車することができます。

※障害の種類及び等級によって、該当しない場合がありますので、詳しくは、泉佐野警察署（TEL 464-1234）にお問い合わせください。

### (5) ヘルプマークの配布 対象：援助や配慮が必要な方

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくするものです。

ふれ愛センター窓口でヘルプマークを配布しています。